

令和6年

災害・環境対策特別委員会会議録

とき 令和6年9月27日

品川区議会

令和6年 品川区議会災害・環境対策特別委員会

日 時 令和6年9月27日(金) 午前10時00分～午後0時00分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 大倉たかひろ 副委員長 ゆきた政春
委員 高橋伸明 委員 えのした正人
委員 まつざわ和昌 委員 せお麻里
委員 この孝子 委員 塚本よしひろ
委員 吉田ゆみこ 委員 ひがしゆき
委員 鈴木ひろ子 委員 石田ちひろ
委員 須貝行宏

出席説明員 鈴木都市環境部長 高梨都市計画課長
中西環境課長 溝口防災まちづくり部長
滝澤災害対策担当部長 平原防災課長
羽鳥防災体制整備担当課長

○午前10時00分開会

○大倉委員長

ただいまから、災害・環境対策特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、報告事項およびその他を予定しております。

本日は、議題に関連し、災害対策担当部長および防災体制整備担当課長、環境課長にご同席いただいておりますので、ご案内申し上げます。

また、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

2 報告事項

(1) エコルフェスー2024 AUTUMNーの開催について

○大倉委員長

それでは、先ほど申し上げましたように、予定表の順番を変更して、初めに、予定表2、報告事項を聴取いたします。

(1) エコルフェスー2024 AUTUMNーの開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中西環境課長

それでは、私から、報告事項(1)エコルフェスー2024 AUTUMNーの開催についてご報告を申し上げます。A4資料、それから、チラシをご覧いただければと存じます。

まず、開催日時でございます。エコルフェスー2024 AUTUMNーに関しましては、10月20日日曜日、午前10時から午後3時半までの開催を予定してございます。会場に関しましては、春のエコルフェスと同様に、エコルとごしおよび戸越公園で開催をいたします。

3番、開催概要でございます。10月が3R推進月間であることから、今回、テーマを「いろんなRをみつけよう！」といたしまして、リデュース・リユース・リサイクルの3Rに加えまして、リペア・リフューズなど、様々なRを見つけていただけるような、触れていただけるようなワークショップを開催して、サステナブル意識の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

(2) イベント内容でございますが、恐れ入ります。ページをおめくりいただきまして、チラシのほうをご覧いただければと存じます。少しサイドブックス上ですと表記が小さいですが、イベント内容に関しましては、チラシの裏面に会場図を示してございます。ワークショップの広場、それから、食の広場、エコルとごしの広場を設定いたしまして、それぞれのブースで様々な体験ができるようなイベントとなっております。

すみません、資料をお戻りいただきまして、説明資料をご覧いただければと存じます。

4番のその他でございます。

まず、(1)「環境に配慮した取り組み」でございます。前回の春のエコルフェスに引き続きまして、キッチンカーの食事に関しましては、基本的にはリユース食器をご利用いただきまして、エコステーションで回収をさせていただく形を取ってございます。それから、今回も、出店いただきますキッチンカーに関しましては、エコルとごしの太陽光パネルで発電した電力をためまして、蓄電池を使用いただく形でございます。今回に関しましては、こちらのキッチンカーに関しては蓄電池を使っているという

掲示とかというところは、当日も出しますし、今、ホームページでも大きく出させていただいているところでございます。

それから、(2)番、近隣の学校との連携でございます。青稜中学校・高等学校のSDGs部、それから、立正大学が今回ワークショップとして、ブースを出展いただく形になっているところでございます。

最後に、(3)番の周知方法でございます。区立保育園・幼稚園、児童センターの区有施設、それから、近隣小学校5校の全児童にはチラシを配布させていただいております。併せまして、エコルとごしのホームページ、広報しながら、それから、近隣の商店街、ふれあい掲示板等でポスター掲示などをさせていただきまして、広く周知を図っているところでございます。

○大倉委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○まつざわ委員

ご説明ありがとうございます。1点だけ、SDGs部、青稜の中高の方がやられていますが、これは、公立というか、品川区がSDGsを推進していく中で、私立学校でもいいのですが、せっかく区立で近くにも中学、例えば都立だと大崎高校とかいろいろある中で、これは何で、何かいつも青陵かなという勝手なイメージがあるのですが、そこら辺の何か説明があれば。

○中西環境課長

今回、青稜中・高校のSDGs部にもご協力をいただいておりますが、こちらが例年ボランティアとして参加をいただいております。また、こちらのSDGs部はフードドライブ等でも積極的に活動いただいております。そういったご縁もありまして、今回お話をする中で、ブースを出してみたいというお話があったところでございます。エコルとごし、それから環境課としましても、様々な学校とつながればと思っております。例えばエコルとごしの学生ボランティアでも、学生さんとうまく連携できたらと思っておりますので、引き続きそういった枠の拡大というものは考えてまいりたいと考えてございます。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

4月に行われたエコルフェスにも参加させていただいて、すごくにぎやかで楽しいイベントだったと思うのですが、その中には、何階だったか忘れてしまったのですが、小さな子どもたちが遊ぶようなコーナーが設けられていて、たしかそこもボランティアの生徒さんが、何というか、面倒を見るという言い方はあれかもしれませんが、子どもたちの相手をしているという場があって、すごく人気があったのですが、そのような場もあると考えてよろしいでしょうか。

○中西環境課長

今回も、「無垢の積み木で遊ぼう！」というコーナーで同様に、たしか多目的室だったと思うのですが、紙製人工芝を敷設させていただいて、木材に触れるというブースは設ける予定でございます。

○吉田委員

ありがとうございます。課長から言っていたいたその場が紙製の人工芝だったので、なかなかそれを外で用いるとなると、何か摩滅は早いし更新も頻繁で、まだ高価だしという課題はあると思うのです

が、やはり品川区の環境の課題としては、人工芝のプラスチックというのは気にしておられるのだなということが分かったので、すごくうれしかったのですが、引き続き、環境の視点で言うとそういうイベントも行われるということによろしいですね。

○中西環境課長

紙製の人工芝のお話でございます。今、常設的にはコミュニティラウンジの隣のキッズスペースに置かせていただいております。やはり皆様からも手触りがいいですとか、お子様からの反応もよいものがございます。そういった中で、やはり今回もイベントの中で、お子様が木材に触れる、恐らく地面に座って何か手遊びをされたりする部分があるかと思っております。そういう意味では非常に効果があるものなのかなと思っております。

それから、今お話のございました紙製人工芝でございますが、なかなか業者とお話をしましても、まだ外での利用というのは相当難しいというお話を聞いてございます。太陽光ですぐに摩耗してしまったり、色が劣化してしまうというところもございます。私どもとしても非常にいい素材であると思っておりますので、今後も展開については検討してまいりたいと思っております。

○大倉委員長

ほかにございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了し、報告事項は一旦これまでといたします。

環境課長はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

1 特定事件調査

防災に関すること

○大倉委員長

それでは、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

本日は防災に関することについて取り上げます。

まず、理事者より、在宅避難に関連し備蓄やマンション、相談窓口等に関連する内容についてご説明をいただきます。その後に委員の皆様にはご意見、ご提案等をいただき、活発な議論をしていただくと考えております。

それでは、理事者よりご説明願います。

○平原防災課長

それでは、本日は防災に関することのうち、在宅避難につきましてご説明させていただきたいと思っております。お手元配付のA3横の資料、1枚目をご覧ください。

こちらの資料の左側は、前回7月4日の本委員会におきまして、特定事件調査「防災に関すること 避難所」においてご説明申し上げたものと同じものがございます。

この中で、2の避難所開設・運営のところの地震の際の流れをご覧ください。地震が発生いたしました、まずは身の安全を確保し、その後、初期消火や周囲の状況の確認というところは全く同じでございますが、ご自身がいらっしゃる家屋に被害があった場合であるとか、あるいはご自宅に滞在することが不安な場合には、7月4日の委員会にご説明した際には、避難所への避難ということになったのに対しまして、ご自宅が無事であれば、こちらの左のAの箇所、薄い赤で囲われた部分でございますが、その一番右側、緑色の部分の安全というところで、一番右側のところに矢印が引っ張られておりますけれども、右側Cの避難生活のところ、在宅避難をするということが可能となります。

続きまして、この資料右側の3の在宅避難の推進のところをご覧ください。本年、令和6年2月の品川区地域防災計画の修正におきまして、区では、避難の基本を在宅避難として位置づけたところがございます。自宅での居住が可能な場合には在宅避難を推奨しているところがございますけれども、そのためには日頃から備えるための啓発を行い、自助・共助・公助、それぞれの役割に応じた対策で区全体の災害対応力を向上させていく必要があると考えてございます。

まず、自助では、まずは備蓄です。家が無事でも、生活物資がなければ在宅避難は困難になってしまいます。発災から時間が経過しますと、国などからの支援物資が徐々に入ってくるようになっておりますが、それまでの間でありませうとか、あるいは、特に必要となるようなものがある場合に備えまして、7日分以上の家庭内備蓄を現在推奨しております、その方法の一つとして、家庭内でのローリングストックを進めているところがございます。

また、物があっても、地震の揺れによりまして家の中がぐじゃぐじゃになってしまうような場合には、家にいることは困難になってしまいます。これに備えるために、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの取組を行うことが重要と考えてございます。

続きまして、その下、共助です。災害時には隣近所の方に救出されたという事例が、阪神・淡路大震災をはじめ数多くございます。このためにも、ふだんから顔の見える関係づくりをして、どんな人が近所にいるのかを知っていくことが重要だと思っております。その一例といたしまして、防災訓練では、救出・救助などの技能を習得することはもちろん重要でございますけれども、地域の方々と顔を合わせるといふ意味もでございます。こういう点からも、地域における防災訓練やふだんからの防災活動、地域活動への参加を引き続き呼びかけてまいります。

最後に、公助でございます。区では、避難所避難者に対する支援はもちろんのこと、在宅避難をされている方に対する支援につきましても、区民避難所を拠点として実施することとしております。その1つ目は、物資拠点としての支援でございます。国などからの支援物資は、地域内輸送拠点に集積されますが、そこから各区民避難所に輸送することとしております。在宅避難者に対しましては、基本的には指定の区民避難所で物資をお渡しし、在宅避難を継続できるよう支援してまいります。もう一つは、情報拠点としての区民避難所です。災害廃棄物の回収などの情報はSNSなどを活用いたしまして発信いたしますが、生活再建支援のための相談など区民避難所を活用して行うものもでございます。このため、避難所避難者だけではなく、在宅避難者も区民避難所での各種相談をしていただけるようにしてまいります。

また、公助のもう一つの側面として、自助・共助の支援というものがございます。そのための普及啓発を平素から強化してまいります。

資料、次のページ、左上の4番のところをご覧ください。こちらでは、今ご説明させていただきました自助・共助の内容をより詳しく記させていただきました。在宅避難を考える上で、区では共同住宅の居住者が多数である現状から、マンション防災を重要な柱として位置づけ、対策を進めることとしております。

また、こちらの、4の(1)から(3)までに記載させていただきましたとおり、様々なことを平素から行っていただく、考えていただくことによりまして、マンション自体の防災性を高めることができるため、区では例えば、この後ご報告させていただきますが、携帯トイレの全区民配布や、既に実施しておりますエレベーター用防災チェアの配布、あるいは、今後正式に冊子として整えますけれども、マンション居住者、あるいは管理組合向けの防災冊子、さらには、マンション防災アドバイザーの派遣な

どを行っているところでございます。

資料その下、5のところをご覧ください。避難所避難者の場合には、避難所の受付などでお名前を登録していただくため、誰がどこに避難しているのかを把握することは比較的容易でございます。これに対し在宅避難者については、どこに誰がいるのかは、区では自動的に把握できません。このため、在宅避難者を把握するための手法を現在検討しているところでございまして、それに際しましては、スマホアプリなどデジタル技術の活用を考えているところでございます。また、そのように把握できた在宅避難者に対しまして物資、情報を支援することは、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

次に、資料右側、6をご覧ください。先ほども物資の支援のところでお話しさせていただきましたけれども、具体的な流れについて、もう一度ご説明させていただければと思います。

国などからの支援物資につきましては、区と災害時協力協定を締結している東京都トラック協会品川支部などと連携いたしまして、物資の支援拠点である区民避難所に届けられることとなります。在宅避難者は、届けられた支援物資を区民避難所において受け取っていただくこととしておりますが、こちら、資料の下の在宅避難者と書いてあるところの一番右側でございますが、例えば避難行動要支援者など物資を受け取りに来ることが困難な方につきましては、例えば避難支援者でありますとか、あるいは地域の共助の枠組みなどの活用によりまして、物資の輸送支援を検討しているところでございます。

最後に、その下、7のところでございます。災害時には様々な情報が流通するところでございますが、中には真偽不明のものが多数含まれている可能性がございます。このような情報に在宅避難者が左右されることなく、正しい情報により適切な行動を取ってもらうためには、在宅避難者に対して区が情報発信をしていくことが重要と考えてございます。在宅避難者にとって必要となる情報につきましては、こちらの(1)から(3)にございまして、災害発生後の時間の経過、フェーズに応じて異なっていくことが考えられますので、区では、適時に的確な情報の発信を行いまして、それぞれの区民のニーズに応じてまいりたいと考えてございます。

○大倉委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○まつざわ委員

説明ありがとうございます。幾つかになってしまうのですが、まずは、風水害編の例えば避難の考え方の中で、しっかりと情報を捉えて行動する必要があると、これはもう大変重要なことだと分かっています。その中で、情報を捉える方法として、例えば今は普通のニュースであつたりの部分でしか情報が捉えられないと思うのですけれども、区としてこの情報というのを、例えば風水害に対し、また地震というのも、風水害が来ますという情報の中で、区がどういうふうに情報を発信しているのかというのを教えていただきたいのが1点と、在宅避難推進の中の声かけ、共助、平時からの顔が見える関係の構築、これも十分分かっております。しかし、希薄化する中で、結局これは町会とか我々の責務だと思っておりますが、なかなか、何というのですか、横のつながりが持てない中を、今、自助だけではできない、共助でも難しいという中で、区がどこまで中に介入できるのかなというのが2点目。

そして、助け合いの中で配慮が必要な方の支援、これは私、ずっと言っていますが、配慮が必要な方が全く見えないのですよね。町会長は情報を持っていて、それが下りてこない。この個人情報の壁というのをどう考えているか。まずそこを聞かせてください。

○羽鳥防災体制整備担当課長

私からは、最初のご質問にありました区からの情報発信についてご回答させていただきます。

まず、風水害につきましては、事前に予報等で状況が分かりますので、早い段階から区の広報発信媒体、あらゆるものを使って、情報を早めに出すということを心がけているところでございます。また台風につきましては、3日ほど前から区の中でも体制を取りまして方針を決定し、状況によっては自主避難施設の開設などを検討した上で、早めに情報を出すように心がけているところでございます。

○平原防災課長

私からは2点、顔の見える関係と、助け合いの配慮をする方のところについてお答えさせていただきます。

まず、顔の見える関係という意味では、委員ご指摘のとおり、現状の共助の枠組みが大分希薄化しているといえましょうか、課題があるということは、私どもも認識しているところでございます。そのために、例えば今回でございますが、今、地区総合防災訓練が先週から始まったところでございますけれども、そういう中で区が入りまして、参加者の裾野を広げるような取組をさせていただいているところでございます。まずはスタートということでそういう取組から入っておりますが、区と地域と一緒にやってどのようなことをやっていくべきかということを考え、これまでつながっていなかったところ、あるいは声がかかっていなかったところを呼び寄せて、広がりを見いだしていけるような形で、取組を今後とも区もしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

また、助け合いのところといえましょうか、避難行動要支援者名簿の件だと思えますけれども、こちらにつきましては、平常時については、ご本人の同意がいただけた方につきまして避難支援に当たる方に提供が可能という枠組みで、私どもも防災区民組織、あるいは警察・消防にこちらを提供させていただいているところでございます。ただ、何分機微に触れる情報ということもございまして、各防災区民組織では、具体的にどのように活用するのかについては課題があると認識しているところは、私どももお話合いの中で把握してございまして、そういうところを、どのように訓練とか、あるいは日常からの把握につなげるのかについては、個別に相談いただきながら進めさせていただいているところでございます。一朝一夕に何かすばらしい解決策があるというところには行けてはいないですけれども、なかなか個人情報の部分と災害時の対応のバランスをどう取れるかというところは、私どもも一緒になって考えさせていただいているところでございます。

○まつざわ委員

ありがとうございます。そうなのですよね。個人情報の壁がもうどうにもならなくて、多分同意をいただくと、区から地域に下ろしていくわけですよね、こういう方がいらっしゃいますよと。例えばそういうのも、多分町会長が知り得るのでしょうか、多分町会長の感覚によっては、私を知っていればいいという方と一生懸命訓練しましょうと、ここに差が出るので、ここら辺がある程度、もう少し統一というか、一歩進んだ支援というのできるようになるといいなど。これは私も一緒に探していきたい部分です。

あと、防災訓練の話が出ました。今回は在宅だから聞いていいのか分からないですが、何か新しいのを始めましたよね。そこら辺の、新しいことを始めたことで、何というのですか、感覚を教えてくださいのと、あと、公助の支援体制の整備で、情報拠点の中で安否確認というのはいろいろやりますけれども、私の地域だと多分避難所訓練の中でも、情報の確認というのですかね、伝達の訓練で本格的なのはまだやったことはないのですよね。ほかの地域がそういった、何というのですか、多分名簿があって、避難する人をここでチェックしていくのでしょうか、そういう訓練というのは全くないので、この情報拠点

としての避難所訓練というのは自分たちでやるべきものなのでしょうけれども、例えばそういう現状を区が把握しているのか。これはすごい大事なことなのですが、一向に私の感覚だと、近隣もやっているのではないのかなと思っているので、そこら辺を教えてください。

○大倉委員長

最初に、防災訓練についてはあれなので、深く入らないようにしていただくことでお願いします。

○平原防災課長

今、委員長からもございましたとおり、防災訓練につきましてはまた改めてご説明の機会がございますので、そちらで詳しくご説明させていただきますが、新しい方法を私どもはPLUS ONEという事業名をつけさせていただいているところがございますが、今ちょうど始まったところで、まだPLUS ONEの5地区については実際には行われていませんので、その効果という形ではないのですけれども、そこに至るまで地域の方々が考えるきっかけになったということで、これまで例年、メニューをどうこなしていくかだったところが、新たなものを入れることによってどういうところに広げていきたいのか、自分たちはそもそも何をしたいのかと、そういうところが今までと、例年と違うこれまでの動きが出ているなど感じ取っているところで、今後の検証にそこは役立ててまいりたいと考えてございます。

それから、避難行動要支援者のところでございますけれども、確かに私どもにいただいている声では、町会長、防災区民組織本部長限りとしているところ、あるいは広く役員に共有しているところ、様々あると聞いてございますが、こちらは、どのようなことをどういう地域でできているかという情報をしっかりと横展開させていただいて、その中で情報をまずしっかりと、どこまで出している例があるみたいなどころをお示しできればということと、令和3年度に災害対策基本法が改正されて、これまで地域の方々に計画をつくってくださいという立てつけでございましたところ、計画は区がつくるということに変わりましたので、そのような中で、避難行動要支援者名簿で地域にご提供する内容についても必要最小限のものに絞って、あまり負担を感じないような形にしていければというふうに、今検討を進めさせていただいているところでございます。

最後に、情報拠点としての区民避難所の体制でございますが、伝達訓練といいましょうか、こちらにつきましては、私どももやれている例というのはあまりないとは思っております。ただ、この場合に、地域の練度といいましょうか、逆に、皆様が得た情報がどのように流れて、それがどのように役に立つのかということ、地域の皆様にしっかりと私どもからもう一度お示しさせていただいて、なのでこの部分の検証をやるのが重要なのですというその必要性のところを、もう一度しっかりと区から皆様にお示しできればと考えておりますので、そういうところでやらせていただければと考えてございます。

○まつざわ委員

ありがとうございます。区がつくるようになってくると、町会の負担が減るというよりも、しっかりしたものができののかなということ期待しています。その部分は、もっと町会と密に連携していただきたいと。

最後です。最後に確認したいのですが、7の情報発信に令和7年度より災害ポータルサイト・アプリを新規導入と書いてありますが、これというのが、5の在宅避難者の把握、要は状況を把握するという、スマホアプリとかデジタル技術を活用した把握方法を検討と書いてありますが、これがイコールなのか、また全く違うものなのか、それだけ最後に教えてください。

○平原防災課長

結論から申し上げますと、ものとしては別でございますが、ただし別々で運用するのではなくて、別のシステムをこのポータルサイト・アプリに連動させていくような形で、運用としては一本の運用でできるように、今現在検討してございます。

○まつざわ委員

そうすると、今の品川区のスマホの防災アプリがありますね。ああいうやつですか。ああいうものがあるって、それにこうやって新しいものが入ってくると。

○平原防災課長

少し細かいお話になりますけれども、現在検討しているのは、区の災害対策本部での情報共有のシステムが今もう既に存在しているのですが、それを大きく改善させていただいて、そこにいろいろな情報が集約できるようなもので今考えてございます。そういう中で、在宅避難者の把握でありますとかそういうところも、例えば、具体名を出してあれなのですが、SNSアプリのLINEなどを活用できたらと考えてございますし、これはまだ国段階で検討中でございますが、マイナポータルなどの連動も考えているところでございます。そういういろいろなところから入ってきた情報を、最終的にはこのスマホアプリで情報集約できればと、今、構築を検討しているところでございます。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○ひがし委員

今ちょうど気になっていたところをまつざわ委員が聞いてくれたので、引き続きで、このポータルサイト・アプリというところ、災害のことをまとめているアプリができるのはすごくいいなと思っていて、ちょうど他自治体と勉強会で防災のことを学ばせていただいたときに、そうやってまとめていると、やはり自治体が発信する情報は正しくて、区民の方々の安心感にもつながるし、混乱も避けることができるというお話をいただきました。

ここで注意しなければいけないのが発信の方法で、いろいろな方がいらっちゃって、高齢の方も結構こういう防災アプリというのは取得率が高いと聞いていて、ただ、障害がある方だったり多言語が必要だったりというところがあると思うので、もちろんいろいろと考えてくださっているとは思っていますが、ぜひそういうところも注視しながら進めていただきたいと思うのですが、現在検討状況の中でそういう方々への対応というのを、分かる範囲でいいので教えていただければと思います。

○平原防災課長

現状は、現在、ポータルアプリといいましょうか、先ほど言いましたとおり、災害対策本部の情報共有システムの構築を進めているところでございまして、そこから派生した形でこのアプリが出てくる形になりますので、このアプリを中心に、例えばご高齢の方は慣れているか慣れていないかの問題かなと思うのですが、障害をお持ちの方に、どう障害特性に応じた形でそこを届けるかというところの検討は、現在はまだそこまでは入ってございません。

ただ、一例でございませけれども、今年度、例えば「耳で聞くハザードマップ」などを新たに私どもは導入させていただきまして、障害をお持ちの方により情報を届けるということは、しっかりと考えさせていただいているところでございまして、やはり情報を一番届けなければならない方、それを自分で取るのが難しい方のための情報発信については、引き続き重要な課題だと思っておりますので、そこは並行しながら考えていきたいと考えてございます。

○ひがし委員

ご高齢の方々も分かりやすいデザインがいいというお声だったり、障害にも適用されているようなものがあったり、多言語化がというご要望もいただいていますので、ぜひ、重要だとおっしゃっていただきましたので、引き続き取り組んでいただければと思います。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○塚本委員

2番の避難所開設・運営のところから、先ほどのご説明で、今回、在宅避難を品川区としては中心的な避難の施策として推奨しているというところで、各避難所が、いわゆる避難所運営会議が、運営会議でよかったでしたっけ、主には町会長を中心とした避難所が運営されている、その運営の仕事の一つとして、在宅避難をしている人たちへの物資の拠点としての役割、あるいは、相談窓口も避難所に設けているということになってきて、避難所の役割とかが増えてくる、仕事が増えてくるということが、結構大きな変更かなと思うのです、当初の避難所の在り方からすると。

この辺のことをどのように各避難所運営会議とかの運営に携わる方々に理解いただき、またいろいろな実際の災害が起こったときにきちんと機能してもらえるかというようなことでの支援というか、もしかしたら訓練とか、そういう話かもしれないですが、そういうところを今現在どう進めているのかと、今後、まだまだこれからなのかなというところも感じているので、どういうふうに進めているのかということをお伺いしたいと思います。

○平原防災課長

在宅避難を中心とした際の地域の方々の役割というところかなと思いますけれども、まず、私どもが地域防災計画を修正するに当たりましては、数回にわたり各地域の皆様にお話をさせていただいたところがございます。そのときに、ご理解いただいたとか、そういうことではないとは思いますが、お話しさせていただいたのは、私どもがよく使わせていただきます防災区民組織というのですが、町会・自治会という言い方をあえてしていないところは、エリアにとってそこに入っている、入っていないではなくて、そのエリアに入っている方々全員が防災区民組織の構成員ですということを建前でいただいているので、まず、防災区民組織本部長の皆様は、避難所だけではなくて、そのエリア全体を見ていただいている方ですということを前提に、お話しさせていただいております。ただ一方で、現実といたしましては、これまで私どもも避難所をお願いしますということを中心で言ってきましたので、実態の話としては、広がってしまったなみたいな話というふうに受け止めはいただいたところがございますが、まず建前として、そのようなお話をさせていただいたところがございます。

そういった中で、今後、エリアとしての在宅避難者の把握でありますとか、あるいは、以前の委員会でも出ましたが避難行動要支援者の安否確認、それから、先ほど委員からもございました、例えば区民避難所での相談の受付、こういうところが負担にならないように、例えば在宅避難者の把握につきましては、今までの古いルールでいきますと、避難所に来て在宅避難者カードを書いて、箱に入れてくださいという流れでしたけれども、そういうアナログ的なものを極力減らすためにデジタル技術の導入を考えてございますし、相談体制につきましては、本年1月でございますけれども、弁護士3会との間で協定を締結させていただきまして、専門家が入った形でケースマネジメントをやっていくという形で、場所の管理だけを避難所の施設管理者として行っていただくということを、今、学校をお願いしているところがございます。

そういったところで、極力負担が入らない形でそういうところを統括していただくことを現在お願い

しているところでございますが、在宅避難の部分に関しては、極力何か負担が増えるということがないように、公助の支援という形を充実させていければと、今検討を進めさせていただいているところでございます。

○塚本委員

ありがとうございます。今、在宅避難に係る新たな役割については、なるべく地域の方に負担がかからないように、公助でできれば支援というところで、それは非常に大事なと思っていて、なかなかやはり現場の避難所を運営する中心者になれる町会長さんとかの話の聞けば、「それはね」、「どうすりゃいいんだ」みたいな、いろいろな話がいっぱい出るわけですよ。建前としてのお話は承っているということは承知しているみたいですが、では現実問題どうするか。

そこで、やはりそういう公助というところがどこまでできるか。人的なリソースもすごく必要ななと思っているのですが、そういうことも含めて、やはり重々支援をしていっていただきたいなとも思いますが、改めてご答弁をお願いします。

○平原防災課長

公助の支援でございますが、これまでも委員会にてご説明させていただきましたけれども、やはり災害時に公助で役所が直接的な支援を行っていくというのはなかなか難しい状況でございますので、この場合の支援というのは2種類あるかなと思ってございます。

まず1つ目には、平素からという形で、体制をしっかり考えて準備しておくという意味での支援、そこは私どものまさに仕事の中心だと思ってございますのでしっかりやらせていただくのと同時に、災害が発生したときの、委員にまさにご指摘いただきました人的リソースという意味では、やはりボランティアをしっかりと動員して、本当に必要なところにきちんと適時適切に要員を派遣していくというところをきちんと差配する、こういうところが重要かなと思ってございますので、そのような平素からやること、それから災害時の対応、両面を考えながら対応してまいりたいと考えてございます。

○塚本委員

なかなか限界はいろいろあるとは思いますが、際限なくいろいろな要望というか、必要なことが災害時は出てくると思うので、そんな中でもやはり今おっしゃった備えと、前もって備えられる部分と、いざ発災時に発生してくる様々な現場での対応というところでどこまで対応できるかと。ボランティアということで、本当にそれが大きな力を発揮できれば、何というのか、頼もしい存在になってもらえれば、それにこしたことはないと思いますので、ぜひそういうことでの支援の体制というのは進めたいと思います。

それから、2枚目の、今言った平素から取組の1つとして、特にマンションというところを取り上げていて、確かに今本当にマンションがどんどん増えておりますので、そんな中で一つ、マンションの中でエレベーターの停止が相当起こるというところを、以前、質問でも取り上げたことがありましたけれども、そういうことにも対応して、エレベーター用防災チェアの配布を進めていただいている。これは大変に有益なことだと思っていて、しっかり進めていっていただきたい。どれぐらい今、設置が進んでいるのかというのが、ある程度分かれば教えていただきたいのですが、今の配布の状況というのはどんな感じでしょうか。

○平原防災課長

エレベーター用防災チェアでございますけれども、現在、まだお話をいただいて最終的に詰めている段階で、具体的な数としてはまだ発生してございませんが、引き合いといいましようか、お声は結構多

数いただいているところでございます。

○塚本委員

分かりました。

それから、これは以前にも少し質問で取り上げたことがあるのですが、閉じ込めが起こったときに、エレベーター会社は当然ながらたくさんの方に一気にには行けないので、なかなかすぐには来てもらえない。住んでいる住民たちでその閉じ込めを、自動で近い階に止まるというのが入っているのですが、それで救える部分はいいのですが、そうはいつでもやはり最新のエレベーターでも、何かタイミングによっては途中で止まってしまったりするとか、揺れ方によっては、必ずもう、ほぼほぼ間違いなく近隣の階に止まりますよということでもないのと、それから、老朽化というか古いマンションのエレベーターだと、そもそもそういう自動で近場の階に止まるというのがなくて、途中の階で止まって閉じ込められる。

防災チェアを入れていただいている部分で、かなり中で耐えられる部分というのが一つあるのですが、そういった中で、住んでいる人たちで開けようと思えば開けるすべがあるというのは、以前、エレベーターのそういう詳しい専門家の方から聞いていて、そういう器具などもエレベーターに設置しておく、自分たちでドアを開けて、近い階から引っ張り上げながら救出するというのも、一応できるということがあったのです。かなり危険性を考えなければいけないので、本当に住民にそこまでのことを区として後押ししていくのはどうなのかというのはあるのですが、例えばマンション防災アドバイザーの派遣というのを今やっていますけれども、こういったものの中のメニューというか、求められているマンションがあれば、もしものときは、本当にもう緊急事態であれば自分たちで救出できるということであれば、それはひとつ勉強してみたいということがあれば、それにお応えするということで、このマンション防災アドバイザーの方にそういうことを、希望に応じて講習みたいなことをやっていただく、ということについてはどのようにお考えでしょうか。

○平原防災課長

マンションにおけるエレベーター停止についてでございますけれども、まず、停止してしまったエレベーターに閉じ込められている方、あるいは外からこじ開けるといのは非常に危険を伴うということを書いてございまして、それはすみません、正式にどこまで調べたということではないですが、私は推奨されていないと感じ取ってございます。

そういうこともございまして、最後の手段としてという考えで、以前に、そういう方が中にいて助けを求めている、あるいは緊急性があるという形でしたら、緊急性の高いところについては日本エレベーター協会は優先して人を回す、オペレーターを配置する、あるいは、警察・消防による救助の対象になってくる方だと思いますので、まずはそういう方を助ける一番正しい方法が何かということ、住民の皆様で平素から考えていただくことが大事かなと思います。

その次の段階として、閉じ込めだったけれども少しぐらい待てるよとか、そのためにエレベーターの防災チェアで何とか数時間はいけますという形であれば、そういうことで落ち着いていただくようなところ、現実にこれがどういうものなのかを知っていただくというところ、状況のご理解を進めていただくのが大事かなと思いますので、例えばマンション防災アドバイザーのメニューとして、ご相談いただければそういうお話はさせていただきますが、こじ開けるといところには、申し訳ございませんが、逆に対応しないほうがいいのかなとは考えてございます。

○塚本委員

分かりました。いずれにしてもエレベーターの閉じ込めというのは、こういう都心のマンションがたくさんある地域では大事な防災対策の一つということで区も認識していただいて、特にエレベーターのことについてのいろいろな対策も考えていらっしゃるということは分かりましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○大倉委員長

ほかにござひますか。

○えのした委員

ご説明ありがとうございます。今、委員からもマンション防災アドバイザーのお話がありましたが、私からも、こちらは区の職員で例えばアドバイザーをお持ちの方が派遣されるのか、委託の方が派遣されるのか、また、区内のマンションを対象にということでしたけれども、賃貸・分譲、マンションであれば特に問題はないのか。また、チラシを見ると、出張して講演しますとありますが、会場の手配は申込者でお願いしなすとなっているのですね。そうすると、私も今マンションに住んでいるのですが、防災訓練というのをやっはいるのですが、やはりeラーニングのような映像だけ、動画だけ見て終わりにしてくださいみたいな簡単な形になっているマンションもありますし、ほかの近隣の少し大型のマンションですと、そのマンションの中だけで防災訓練、炊き出しを含めたようなものも併せてやっはいるところもありますけれども、場所がないマンションというのが大きい、小さい、あると思うのです。

そうすると、お困り事の中で通報訓練、消火訓練、避難訓練、地震体験車、煙体験、AEDなどがありますけれども、こういうのをやりたひときは、そのマンションの方は多分お話を聞くだけでしたら、近くの地域センターとかマンションのどこか、1階のホールなどでもできるかとは思ひのですが、こういった実際の訓練をやっはみたいなというときには、例えば区のほうでマンションだけの防災訓練というか、町会では防災訓練を公園とかでやっはいるとは思ひのですけれども、そういうことというのはお考えがあるのかどうかというのを聞かせ願ひますでしょうか。

○平原防災課長

マンション防災についての訓練の在り方でござひますが、まず、派遣させていたひておひますのは区の職員でござひます。委託事業者ではござひません。その中で、まず場所については、基本的には多数の参加を得るとひ意味で、やはりマンションでやると、そのままの下で何かをやっはいる、見てみようみたいな形になるのか、負担が少ないという意味もあつて、例えばマンションの会議室、集会室、あるいはマンションの前のエントランス、そういうところを使わさせていたひことが多うござひますが、もしないようでしたら、場合によってはしながわ防災体験館なども活用していただひながらやっはいただひればと思ひますので、そういうところは柔軟に対処させていただひればと思ひてござひます。

そういう中で、内容につきましても、レベル感はかなり違うと思ひます。マンションと町会の違うところは、やはりマンションの規模も全く異なりますし、管理組合がかなり積極的にやっはいるところ、あるいは、防災に関してはまだまだなかなか手がついていないところとばらばらでござひますので、その状況に応じた形で、何を第一歩としてやっはいくのか、あるいはステップアップとしてやるのかというところを、ご相談いただひながらやるということをお大切やらせていたひておひますので、そういうところも引き続き柔軟にやらせていただひればと思ひてござひます。

○えのした委員

ありがとうございます。本当に防災体験館などを活用していただひればいいなとは思ひているのですが、まだこれからの取組なので、応募というのは来ているか、状況は分かりませんが、もしそういうお

声があれば、どのぐらいご連絡が来ているかというのをお知らせ願えますでしょうか。

○平原防災課長

マンション防災アドバイザーにつきましては、例年それなりの数字をいただいているのですが、もともと今、新たなマンション防災対策は、区内3,200棟を対象としていますが、現状の防災アドバイザーについては、そこまでを事実上対象としておらず、一定規模以上のマンションの、今でいくと10階以上のマンションの、しかも耐震性が若干の以前のを集中でやらせていただいている関係で、実はそういうところが中心となっております。

ただ、その中でも、例年ご相談いただく、あるいはご講演いただく、あるいは訓練まで行くというのが10件以上の単位でやらせていただいておりますので、年中どこかでやらせていただいている状況はつながっておりますし、あるいは、しながわ防災学校でも現在ご案内させていただいておりますが、マンション居住者向けという形も始めさせていただいておりますので、様々組み合わせながら、そういう対策を進めさせていただければと思っております。

○えのした委員

ありがとうございます。引き続き、町会もそうですが、マンションに対して周知啓発もしていただければと思います。

○大倉委員長

ほかに。

○鈴木委員

在宅避難者に対するの物資、各避難所に物資を取りに来るということで書かれているのですが、基本的に在宅避難の場合は、7日分は家庭内備蓄をしてくださいよということで推奨されているということなのですが、それでも、各避難所にそれができていない方はもらいに行くと受け取れるということで考えていいのか、そして、この1ページのところにも、物資は国や都からの支援物資を集積し配布するということで書かれているのですが、これは区としても在宅避難者用の備蓄をされているということなのでしょうか。それがされているということであれば、どれくらいを想定して、どんなものをどういうふうに備蓄しているのか、在宅避難者のための備蓄についての区としての考え方と実際を教えてくださいましたらと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

物資についてのご質問ですので、私から回答させていただきます。

まず、在宅避難されている方は7日分の家庭内備蓄を推奨しているところでございますけれども、なかなか備蓄ができていない方が避難所に取りに来られた場合ですけれども、もちろん物資をお渡しする想定でございます。区といたしまして、在宅避難者用に備蓄をまとめた数、決まった数を用意している、備蓄しているということではなくて、都の被害想定に基づいて、9万人という避難者に応じて備蓄をしている中で、区としてもローリングストックをしております。例えば有効期限が3年のものであれば、2年間で必要な備蓄数を確保してございます。残りの1年間に関しましては、新たに入れ替える部分と新たに購入する部分で、多めの物資の在庫がありますので、そういうものから、平常時ですと、そういう物資を訓練のときに活用したり被災地に派遣したりということで、有効活用をさせていただいております。災害時に関しましては、想定を上回る在宅避難の方から要求があった場合には、そういう物資を提供していくという形で考えているところでございます。

○鈴木委員

9万人というのは、8万七千何百人という、それは避難所の避難者ということでの想定だと思うのですよね。それ以外に在宅の避難者が考えられるのかなと思うのですが、その8万7,000人という本来であれば避難所に来る人が、在宅避難という考え方なののでしょうか。でも、8万7,000人は避難所に来て、それ以外の方で在宅避難ということになるのではないかなと思うのですが、その在宅避難の方の分というのはどれぐらいの備蓄ということで想定されているのかを伺いたいと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

委員のおっしゃるとおり8万7,000人が避難所避難者という想定で、それ以外の方を在宅避難とした場合に、人口は41万人になりますので、その方々の物資を備蓄するというのは現実的に不可能というところがございます。ですので、まずは、そういうことも含めて7日間、家庭で備蓄をしてくださいということをお願いしているところがございます。7日間を過ぎますと、国などから支援物資がプル型で届いてまいりますし、4日目以降であればプッシュ型でも支援物資というのは届いてまいります。そういう、区が備蓄している物資以外に国やほかの自治体からの支援物資も順次届いてきますので、そういうものも各避難所に集積をさせていただいて、物資拠点という形で在宅避難の方にも支援していくという流れを考えております。

○鈴木委員

でも、7日以前のところでも、7日間は備蓄をしておいてくださいよというのは推奨しているということが進めるとしても、そうできていなかった人に対しても、避難所に取りに行けば頂けるということになるわけですよね。だから、そのこの部分というのはどの程度なのかなというのがよく分からなかったもので、そのこのところを教えていただけたらと思います。

そして、本当に圧倒的な方が在宅避難になっていくので、その在宅避難の方がやはり7日分の備蓄を自分としてやっていくということ、もう本当に進めていくことが大事なのかなと思うのですが、結構ローリングストックというのは本当に難しく、私もチェックしたら、もう期限切れのものがいっぱいという感じで出てくる状況があって、本当にそのこのところも定期的にチェックをしながら、7日分は確保するということに意識を持っていってもらいたいというのがすごく大事だなと思うのですが、そのときに、多分今度、しながわ防災ハンドブックが携帯用のトイレと一緒に配られるということになりますよね。これは新しく品川区としても作られたものということになると思うのですが、そういうところに、区によっては在宅避難のガイドブックというのを作っているところもあったのですが、例えば在宅避難のためにこういうことをしてくださいよと、例えばこんなものもきちんと備蓄してくださいよみたいな、そういうことも多分載せられているのかなと思うのですが、その点も伺いたいのと、それから、しながわ防災ハンドブックというのがこれから配られていくわけなので、それも委員会でもご報告いただけたらと思うのですが、その点も伺います。

○平原防災課長

まず、在宅避難者といいましょうか、区民に向けましては7日分の備蓄をというのは、2月の地域防災計画の全面修正といいましょうか大規模修正で、呼びかけを始めさせていただいたところです。これまで3日以上、できれば7日分としていたところを、3日分というのをもう言うのをやめまして、7日分以上ということで明記させていただいたところがございます。そちらにつきましては、今、委員のご指摘のとおり、このたび全面改訂させていただきますしながわ防災ハンドブックの中でも、ふだんからの備えというところでお示しさせていただいて、その中にローリングストックの考え方、ローリングストックでございますので、どちらかというと、家庭でいきますと非常用の食品をローリングストック

というよりは、日常食べているような非冷蔵性のもの、冷蔵庫を使わないようなものを循環的に使っていただくことを推奨させていただき、一般的な缶詰類とかレトルト食品みたいなものを推奨させていただくものでございます。

また、こちらのハンドブックにつきましては、後ほどの報告の中の携帯トイレの配布事業の中で触れさせていただきますが、すみません、本日ではないのですが、準備ができましたら、区議会の皆様にもぜひご覧いただくような形を取らせていただければと、現在検討させていただいているところでございます。

○鈴木委員

では、それはぜひよろしく申し上げます。

あと、2ページのところの、避難行動要支援者のところですが、避難所に物資を取りに来られない方は、個別避難計画に記載された支援者や地域の共助による配布などで、輸送支援を検討するということが書かれているのですが、今、個別計画を立てられた人数と、そのうち在宅避難者の人数というのが、高齢者と障害者、それぞれ立てられていると思うのですが、その人数というのがもし分かったら教えていただきたいと思います。

それから、その中で、割と避難所に避難する方は、例えば障害者の方とかは特にすごい少ないと聞いたのですが、高齢者のところではあるのかなと思うのですが、個別避難計画に記載された支援者という方はどんな方になっているのかということも、どんな方が支援者になっているのかなと常々思っているのですが、その点も分かったら教えていただきたいと思います。

○平原防災課長

まず、避難行動要支援者の個別避難計画における人数については、大変申し訳ございません、所管が福祉部で行っている関係で、最新のものはお持ちしておりませんが、前回委員会でご報告させていただきましたとおり、高齢者を対象としたものにつきましては、少し以前の数字ですので概数になってしまいますけれども、大体原案という形で、現在7,000件レベルか、そのぐらいで進んでいると聞いてございますし、障害のところでも、こちらは原案という形ではなくて、最初から本計画という形で進んで、こちらも今年度現在、たしか報告させていただいて、数字に間違いがございましたら何なので、ここでは細かい数字のご答弁は控えさせていただきますが、進んでいるという形でさせていただきます、今年度もさらに進めていると聞いてございます。

その中に、在宅避難という形がどのぐらいというお話がございましたけれども、こちらは個別避難計画でございますので、原則の考え方といたしましては、当然、最終的には家が無事でその方も無事であれば、在宅ということは結論として考えられますけれども、まず、家が壊れたときにどこへ行くのかということを前提で立てますので、在宅避難者が何人という形の集計ではございません。ですので、実際には福祉避難所をどうするのか、福祉避難所ではどうしても充足数の問題もございまして、そこに入れなかったときに、福祉的にどのようなところを受入れ施設として用意していくのかというのは、また併せて私どもでも検討させていただいているところでございます。

そういった中の支援者でございますが、こちらはもうまさに対象の方によって千差万別でございますが、例えば介護ヘルパーの方でありますとか、あるいはご家族、場合によってはそういう方が見当たらないというところとか、様々なケースがあるとは聞いてございます。

○鈴木委員

障害の方とか、基本的に在宅避難ということで避難所には行かない計画になっているというのは、

具体的に伺っているのですが、そうではなくて、必ずそういうふうには、そうはいつでも火事になったり、かなり巨大でどうしても住めなくなるというときに、どうしたらいいのだろうという声をいただいているのですが、基本的に避難所に避難する計画になっているというのが、防災課の捉え方なのか、その点を伺いたと思います。

それから、この問題は、障害者の団体の皆さんからも、いつも本当に災害時の不安というのを毎回毎回お寄せいただいているのですが、では、福祉避難所に行ったときにどうなるのかだったり、実際に震災になったら大変だなという状況はまだまだあると思うのですよね。そういうときに、組織的にはどことどこがどんな形で、これを常に安心の仕組みにまでつくるというところを検討されているのかというのは、どことどこの組織がどういう形で検討されて、いつ頃までにどうするという状況になっているのか、教えていただけたらと思います。

それから、区として、品川区の要配慮者支援全体計画というのが平成28年につくられていると思うのですが、これは、また新たに国の指針とかも変わっている中で、また被害想定とかも変わっている中で、個別避難計画をどうするかとか新たに出てきている部分も、かなり進んでいる部分もあると思うので、これを見直して改訂版をつくる計画はあるのか、その点についても教えてください。

○平原防災課長

まず、3点ご質問をいただきました。在宅避難のところでございますけれども、現在、建物の状況を確認しながら進めていると聞いてございまして、およそ在宅避難の可能性が高いというお話を聞いてございまして、個別避難計画はあくまで避難の対象とするものでございまして、その方が避難せざるを得なくなったときにどこに行くかということ指定していくべきものが個別避難計画であるということは、私ども防災課では考えてございまして、今現状で計画をつくっていく段階では、在宅避難の蓋然性が高いと福祉部は考えているところだと思っておりますけれども、行く行くはきちんと割り当てられるようなところが計画の完成形だと認識しております。今後、そういうところはしっかりと連携しながら、最終的な詰めはやらせていただければと思っております。

もう1点、災害時の不安をお持ちの方がどうしていくのかというところで、不安払拭のための検討でございまして、まず、避難行動要支援者一人一人についての先ほど言いました個別避難計画については、福祉部がほぼ中心となりましてやっている関係もございまして、まず一義的にはそちらでご検討いただいているような状況でございます。

最後に、全体計画でございまして、こちらについては修正を現在しているところでございます。

○滝澤災害対策担当部長

福祉関係の避難行動要支援者について、誰が全体の責任を持っているのかを含めて話をさせてもらいたと思います。実は福祉部とはもう4年にわたり、災害対応検討委員会というのを立ち上げまして、今ずっと検討を進めているところでございます。やはり福祉部のできることと福祉部ではできないことがありまして、最近明らかになりましたのは、福祉部の福祉避難所が39か所ありますけれども、その福祉避難所39か所で、避難行動要支援者のうちの約2割が在宅避難ではなく避難所避難をしたとしたときに、全てを本当に許容できるのだろうかという問題意識が出ました。

この間の本会議の答弁で、私から福祉部のやつを話したのですけれども、今、補完避難所の福祉避難所化ということを検討している段階でございます。これは、例えば総合体育館であるとかきゅりあんであるとか大きなところ、品川区でも今4か所ぐらい考えていますけれども、大きな許容力のあるところをある意味一次福祉避難所として、この地域の人はここに行ってください、この地域の人はここに行っ

てくださいという形でシンプルに避難計画をつくっていただいて、その後、そこに来た方の中でさらに特別なところが必要な方は、今言った39か所に移動させようかということで今方法を検討しているところで、より、今言った1万数千の避難行動要支援者のうちの2割を確実に許容できる体制を取って、なおかつシンプルに計画をつくって、なおかつ烈度の高い人はそれなりの施設にその後さらに移転できるような形でやれないかということで検討していますので、多分、今年度、来年度ぐらいにその形が具体化して、それと併せて、先ほど課長から説明したような個別計画のほうも、しっかりと全ての方がまず避難できる場所を指定できるような形に具体化できると思いますので、そこは今後しっかりと検討させていただければと思います。

○大倉委員長

在宅避難というところで、今、福祉避難所とか避難所のほうに話が大部分寄っているのです、そこだけ。お願いします。

○鈴木委員

ありがとうございます。本当にそういう方向で検討いただいているということが分かってくると、障害者の皆さんも高齢者の方々も、少し安心できる部分があると思うのですよね。それなので、ぜひそういうところは、今こんな段階に来ているよという、こういうことを目指してこうやっているよということも、ご報告いただくとありがたいなと思います。

それと、やはり障害の方々も、それぞれ障害の種別によって不安の中身が違いますので、その計画を立てるに当たっても障害者の方々のご意見を伺っていただいて、できればその計画を検討するところにも入っていただくとかも含めて、そういう声を聞いていただいて、それを反映していただくということをお願いできたらと思うのですが、その点を伺いたいと思います。

それから、そうすると、この品川区の要配慮者支援の計画については、来年度中には出来上がるみたいなスケジュール感で考えていいのか、その点も教えてください。

○平原防災課長

避難行動要支援者の具体的なお話につきましては福祉部所管でございますので、今の委員のご意見につきましては福祉部にお伝えさせていただければと思います。

また、避難行動要支援者の全体計画につきましては、今年度中に改訂いたします。もう大詰めに進んでおります。というよりも、もう作業としてはほぼ完了状態という段階でございます。

○鈴木委員

障害者の、当事者の声もぜひ聞いていただきたいと思うのですが、その点はいかがですか。

○平原防災課長

今お話ししましたとおり、計画そのものという形ではもうほぼ作業が終了しておりますので、今後、実際にそこを運用していく中で、いろいろなお声を聞ければと考えてございますので、そういうところはしっかりやらせていただければと思ってございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。多分その計画も、何というのですかね、見直して、またよりいいものにといいところにもなっていくかと思っておりますので、そういうところどころでぜひ当事者の声も入れていただきたいということで、要望させていただきます。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。在宅避難に関連してですが、発災が起きて、風水害も地震もそうだと思うのですが、防災行政無線のことでお尋ねさせていただきたいと思います。

まず確認をさせていただきたいのが、親があつて子局がありますよね。子局が今404あつて、屋外の子局が155局だと思うのですが、それでよろしいのか、確認をさせてください。

○羽鳥防災体制整備担当課長

防災行政無線の件につきましてなので、私から回答させていただきます。数に関しては委員のおっしゃるとおりでございます。

○高橋（伸）委員

どうもありがとうございます。これは、1人で暮らしている方で、高齢者も特にそうだと思うのですが、これだけ屋外の子局があつて、地域によって聞こえる、聞こえないというのが結構私の地域でもお声があります。子局によって恐らく音量の調節もしているかと思うのですが、これからSNSもすごく活用、防災行政無線も当然必要なツールだと私は思っています。地域の声、区内全体から見て、そういういろいろなお声があると思うのですが、その辺についてどういふ声があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

まず、先ほどの質問についてですが、屋外子局について155局は、委員のおっしゃるとおりでございます。もう一つ44という数字がございましたが、私が把握している個別の受信機というところだと、例えば車の中に設置しているような移動の通信、そういうものも含めると250局ということで数字を把握しているところでございます。

防災行政無線が地域によって聞こえづらいというお声についてでございます。様々そういうお声を伺っております。そういうお声をいただいた際は、職員が現地にきちんと出向いて、状況を確認して、音量の調整ですとか、あとラップの方向の修正などは検討しているところでございます。

昨今、住宅事情、遮音性が高まっているということもございます。あと、高い建物が増えて音が反響しているという様々な状況がございます。それぞれ地域特性によって音が聞こえづらいところがございます。特に大雨のときは外が雨の音で、音がかき消されることがございますので、そういう際には、区といたしましては、ほかの媒体で防災行政無線の情報が聞けますということもご案内をしているところでございます。

例えば品川区防災ラジオの販売をしておりますけれども、防災ラジオを屋内に設置していただくと、防災行政無線の音声は自動起動されて、屋内でもはっきりと音声で来るというものでございます。また、LINEですとかホームページに防災行政無線で放送された情報が文字で確認できるということもございます。あと、お電話していただいて、どういう放送が流れたかということを確認していただけるようなダイヤルも設置しているところでございます。そういう聞こえづらいというお声がありますので、様々な形で対応しているところでございます。

○高橋（伸）委員

どうもありがとうございます。本当に課長が今おっしゃるように理解はしているのですが、音のことというのはそれぞれ個人によって、大きい、小さいというのは個々によって多分違うと思うのですね。でも、風が強い日とかというのは当然声が聞こえづらいのは分かるのですが、アナウンスの仕方によっても、女性だったらすごく聞こえやすいよという方もいらっしゃるわけですよね。それについて何か改

善というのはすごい難しいと思うけれども、もうそれだけを頼りにしている方も多分いらっしゃると思うので、改善はいろいろやっているかと思うのですが、いま一度この防災無線については、アナウンスの仕方を含めて、今後も含めてやっていただきたいと思いますので、これは要望としてよろしく願いいたします。

○こんの委員

在宅避難の必要性という、いわゆる推奨していくということは大事なことだと思うのですが、この在宅避難で、ここにも書かれているように備蓄、いわゆる食料だったり水だったりトイレだったりというのは上がってくるのですが、医療品、医薬品、こうした面についてはどういうふうにお考えでしょうかというところが1点気になっているところです。いわゆる在宅で避難をしようと、何とか家もっているし、避難所に行かなくても何とか耐えられるなというところで在宅避難をしようとしたときに、けがはしないまでも体調不良になるということもあるし、もともと持っている持病もあるでしょうし、そうした基礎疾患のあるような方は、そうした備蓄もお願いをしていく。どこまでそれが備蓄できるのかということもあるでしょうし、体調不良というところの医療関係、災害医療救護所というのはできますけれども、そこへも行かれない、でも在宅避難は可能だみたいなき、この医療面、生活での体調不良に関する在宅避難の方への支援というのはどんなふうにお考えなのか、お聞かせください。

○平原防災課長

まず、いわゆる家庭内備蓄というものについては、代表例といたしまして、水、食料、あるいは日用品という形でまとめさせていただいておりますが、実際に必要なものというのは千差万別だと思います。委員ご指摘のとおり、個々人に応じて必要なものは変わってくるかなと思いますので、そういうところは、今後、後ほどご説明させていただきますが、携帯トイレの配布事業で併せて同封させていただきます新しい防災ハンドブックにも記させていただきましたけれども、そういうものであるとか東京都の備蓄ナビを活用して、自分にとっては何が必要なのか、この家にとっては何が必要なのか、どのぐらいの分量かというところを、ぜひ考えていただくきっかけにいただければと思います。

まさにご指摘のとおり医薬品については、何日分も用意できるものもあれば、処方制限で多くの日数分出してもらえないものとか、いろいろあるかなと思いますので、ふだんから足りなくなったときにはどういうふうにすべきなのかというものもご検討いただくというのは、今回をきっかけにぜひ改めて検証いただきたいなと思ってございます。

そういった中で、災害が発生したときに、在宅避難はできるのだけれども具合が悪くなったときというところですが、これについては状況が変わると思います。本当に命に関わるような話であると、地域の方に助けてくださいというレベルではなくて、まさに通常と一緒に救助機関に要請するような話になってまいりますし、少し風邪を引いたかなみたいな話であつたら、今の状況はどうなっているのだろうかという例えば情報を取っていただく、あるいは、先ほど防災区民組織の話ございましたが、地域の方々に聞いていただいて、学校の避難所に一緒についていってもらおうとか、そういうところはいろいろパターンとして考えられるかなと思いますけれども、まずは災害時にはどこにどういうものが開かれているのかを私どももきちっと発信していきますが、そういうことをやはり知っていただくことが大事かなと思いますので、今後、平素からの備えをもっと私どもも強化してまいりたいと考えてございます。

○こんの委員

在宅避難での今の対応ということをお聞きして、確かにどこまで自分で医薬品などは常備できるのかというのは何とも言えないというか、できることとできないこととあると思いますが、その時々で、要

するにできる範囲でご自分で備えていただくというのが大前提で、それを周知啓発しながら、平常時からそれを備えておくことが大事なのですけれども、いざ発災、いざ避難を在宅でしようというときに、やはり何が起こるか分からないので、そのときにどこに相談したらいいのか。今おっしゃってくださったように、区民避難所の町会の方々に相談してと、確かにそれは一つの方法だと思いますが、体調不良とかというのは、いわゆる緊急性が高いのは救急車を呼んだりそういう要請をする、それは想像がつくと思う。そこまでいかないけれども、何というのでしょうか、でも誰かにこの体調不良を相談したいといったときに、各避難所に例えば保健師が相談窓口きちんといるとか、いわゆる生活相談の窓口をきちんとして避難所ごとに体制を取っておかないといけないかなという発想で、今、医療面というか体調不良というところを取り上げてお話をさせていただいている。

要は在宅避難をしている人が、在宅でも何かあったときに相談ができる。それは電話なのか、それとも行って相談するのかにしても、生活そのものの中で困っていることの相談ができる体制を、避難所ではつくっておくのが必要なのではないですかというところでお話をさせていただいているので、その辺の、先ほど塚本委員も質問をした中で、一つ、避難所の体制として関わるが増えていくのではないですかということもそうですが、だからこそ、きちんと避難所に保健師を置くなり、あるいは社会福祉士というような方々、専門性のある方々を置くとかということまでの、あるいは、そこまではいかにしても、やはり接遇というか、お話の調停ができる職員の方々というか、窓口対応をよくされている方々というか、そうしたところを専門的に置くとか、そういう相談体制ということが必要ではないかと思うところです。

少し話が長くなっていますが、東日本大震災のときにも、実は在宅避難の方々の医療体制が遅れたという問題が起きております。避難所にいる方の医療体制と在宅で避難した方の医療の対応と、どちらがどうかというと、在宅避難の方のほうがどうしても対応が遅れてしまうという課題が上がっております。ですので、そこら辺のところ、在宅避難を推奨するならば、そうしたところもきちんと体制を整えておかないといけないのかなという思いなので、その辺についてはいかがでしょうか。

○平原防災課長

在宅避難を確保するための災害時医療体制でございますが、区では以前から災害時の医療体制といたしまして、超急性期を過ぎた次の段階から、学校医療救護所というものを避難所を活用してつくることとなっております、こちらは避難所の運営とは全く別組織で運営させていただく形になりまして、区内13か所を指定させていただいております。この中には、医師会の協力をいただきまして、医師、災害時の薬事コーディネーター、それから、看護師等々の医療スタッフが配置されますので、そういった医療体制はそちらで充実するというのと、これは別に避難所の医療機関ではございませんので、あくまでもそのエリアの地域医療が回復するまでの間、学校を拠点としてやっていくということでございますので、そのエリアの在宅避難者についても当然そこを拠点とさせていただいて、その中からさらにDMA T等の支援をいただきながら広げていくような形になろうかと思っておりますので、そういう体制の中で、災害時の医療を確保させていただいているところでございます。

○こんの委員

今おっしゃってくださった体制は体制として必要な部分ですが、これは全避難所にできるものではない。医師会の方々のご協力を得て、何か所か体制を取るという形だと思いますので、それはそれとして非常に大事なことで、その体制は必要なことなのですが、もう少し、何でしょうかね、体制を広げるといって、医療面、直接治療なり対応なり、そういうことができる方の手前で、相談なり、あるいは、そ

こまで行けない方のために、在宅避難を何とか維持していただける、健康面でも維持していただける体制というのは、どう説明したらいいのでしょうかね、そうしたものも考えとして持って体制をつくっておくことが必要なと。

当然、体調不良でこれは診てもらわなければ、医師にきちんと診断してもらわなければいけないということであれば、それはそれでそういった救護所へ行くのですが、そうではない範囲の体調不良がどんどん様子を見ているうちに悪化して、究極は関連死みたいなことにつながらないように、その手前でそうしたものが防止できるような体制づくりというのも必要ではないかと思うので、生活相談という相談窓口は非常に大事であるかなというところです。

ですので、医療に限った話を今しましたけれども、そうではない、生活をしている中で、いろいろなところで、備蓄品をもらいに行く、それはもう普通にありますよ、できますよということですけども、そうした医療など生活にまつわることの相談というところをきちんと対応してくださる体制を、どうかお願いしたいと思いますが、いま一度ご答弁をいただけますでしょうか。

○平原防災課長

まず、先に医療体制のところでございますけれども、こちらにつきましては、所管が健康推進部で所管してございますので、現在、医師会等と、どのような形で体制を強化できるかというところは、改めて再検証を進めていると聞いてございますので、またそういうところとも連携しながら、しっかりとこちら体制、在宅避難者がどういうふうに安心できるのかというところで、つなげてまいりたいと考えてございます。

また、全体的な生活の相談というところですけども、在宅避難のそもそも基本として、在宅避難を絶対してくださいということはもちろんございません。自宅が無事で在宅避難ができる体制のときということで、避難所避難のところでご説明させていただきましたが、避難所避難は家が壊れて初めて行く権利があるというのではなくて、不安な方も行っていただくことで十分でございますので、例えば家は全然無事で物もあるけれども少し体調に不安があるとか、そういうときに学校医療救護所に行きたいとか、そういうところも考え方の一つでございますので、そういうところは私どもも柔軟に対応してまいりたいと考えてございますので、今後ともそういうところもお伝えしていければと考えてございます。

○こんの委員

ありがとうございます。必ずしも在宅避難が基本ということではないというのは理解はしております。また、おうちが大丈夫でも精神的にやはり不安だ、そうしたところに行ったほうがいいという方は避難していただく、それも理解はしております。ただ、やはり避難所の生活よりも在宅で避難をしていたほうが、自分としては大事だとか、そのほうが安心できる。例えば先ほどの福祉避難所の話もそうですが、いわゆる障害をお持ちの方は、できるだけ集団というよりも個別で避難をしていたほうがいい、在宅が大丈夫だったら在宅でと思うとなると、やはり障害の方々には、何かの助けを求めたいというときに、助けを求められる体制がいつでもこうしてありますよ、区民避難所に相談することによってこういう体制が取れますよということが分かるだけでも、在宅避難の安心感というのはあるかなというところもありますので、そうした意味も含めて、相談体制なり支援体制ということが大事だという話を繰り返し今申し上げているところです。

少し話が広がりますが、在宅避難の方の把握をされるという体制も、5番でご説明をいただきました。結局どこでどういう方が在宅避難をされているかの把握に、どういうふうに、スマホアプリなどを使ってデジタルを活用してということなので、どこまでそれが情報を細かくもらうかというところです。そ

うしたところの健康状況というのでしょうか、そういうものも把握できるような形で取れるといいだろうと思うのですが、例えば高齢者の方で避難所よりも自宅のほうがいい、少し不安だけれどもやはり自宅のほうがいいとってどまっている方だとか、こうしたことでデジタルを通じて在宅の方を把握するためのことに、ご自分で私はここにいますよということをきちんと登録できたり、把握のことに応じられるのかというところは少し不安にも思いますが、できるだけ高齢者のひとり暮らしの方を把握できるような体制というところも気になると思いますが、この把握の仕方について、自分でアプリ登録だとかができる方はいいですが、そうではない方の対応というところは、何かもう一つお考えであれば、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○平原防災課長

まず、在宅避難者の把握というのは極めて重要というか、そこは基本だと思ってございますが、例えばデジタルで集めるときに、情報量を多くすると、そこに分析が必要となつてまいりまして、結局手が届かなくなるという悪循環が発生する可能性がありますので、デジタルを活用する際には情報は思い切って絞って集めること。ただし、要配慮事項みたいなのところについては、例えばボタンで選んでもらうような形で、ある程度パターン分けして入れていくような形になろうかなと、今まで、すみません、検討段階でございますが、そういう方向で考えてございます。いわゆるテキストデータで自由に文章を入れていただくと、その分析が必要になってきますので、そういうことは、今、在宅避難者でいくと、被害想定上30万人弱までいきますので、そういう人数の分析はできなくなりますから、そういうことは考えてございません。

ただ一方で、もともと要配慮の方については、先ほどありましたとおり支援者というものが前提となっているところもございますので、そういう方々を介してどうするか、あるいはそういう方々がいない方に対してはどうしていくのかというところは、この在宅避難者の把握とはまた別な視点で考えているところがございますので、一律に考えて、いわゆるデジタルに慣れていない方に全く情報が届かない、あるいはどこにいるのかも把握されていないと、そういうことにならないようにはしっかりと対応させていただきたいと思います。デジタルはあくまでも簡便的にやっていく手段でございますので、アナログの手段を全て排除するということでは全くございませんので、併用しながらやっていきたいと思っております。

○こんの委員

いろいろとありがとうございました。在宅避難を推奨していくからには、その在宅の方々の支援策の体制をきちんと取っておくことが大事だということで、質問をさせていただきました。今検討中のこともありますが、できるだけ在宅避難が可能な体制は、個々に備蓄なり取っていただきますが、そこを可能とするような公助の体制の整備を、これからもお願いしたいと思っております。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

いろいろ皆さんの意見を聞いて、防災課というのは大変だなと。医療から福祉。これは各避難所に課長が1人ずついないと、対応できないのではないかなと。今、そこまでやっているのですかと。それで、これだけのものをどうやって仕分するのか分からない。やっていくということはもう大変なことだと思うし、実際これはあくまで想定問答なのですよ、起きた場合。全然何も無い場所ももちろん出てくるわけで、それをまた采配、配置してやっていくというのは、聞いていると、質問のしょうがなくなって

きて、少し身が引けたのですが、今回の防災に関する事で在宅避難ですが、在宅避難の推進、そして普及啓発をより推進していただくということで、本当に私もいいことだなと思います。やはりまず自分たちの身は自分たちで守っていただいて、その地域はその地域の町会の人たちが協力してやって、それで、その後に行政の支援が絶対あるのだよということで、やはり地域としても、個々人としても安心できると思うのです。

やはり最初は、もし大震災を想定して、大災害が起きたら、なかなか行政もそうすぐには動けるわけではないので、その中でやはり個人、また地域の重要性がより在宅避難に表れているのではないかなと思います。よく細かくまとめられて、声かけまで、助け合いということを書かれています、本当に推進していただきたいと思います。

それで、先ほどローリングストック、循環備蓄とありましたが、私も自分の体で体験して、もう賞味期限がとうに過ぎているやつを1年たって飲んだらどうだろう、食べたらどうだろうとやっています。ああ、大丈夫だと思って、一応SNSなどで調べると、水だと封さえ開けなければもう5年ぐらい全然問題ないですよとか、水そのものは、それから、缶詰などはもう10年、20年も大丈夫ですよというようなことも書かれて、やはりそういう衛生管理、煮沸して熱で長くもつようになっているということで、これは自分も実験して、今のところ体調が大丈夫ですから、大丈夫だと思っております。これは少し余談ですが。

それで、備えとして、在宅避難で、それぞれ最後に問題として、広範囲にわたって地域に大停電が起きたときに、在宅避難する方もそうですが、周りが真っ暗になる、一時的に。もちろん懐中電灯等、非常用照明を持っている方もいらっしゃると思うのですが、先ほどから話がありましたように、家に問題がなくても、この方は避難しなければいけないという方がいらした場合に、真っ暗の中ではなかなか動けないというときに、これは何年か前に質問したことがあったと思うのですが、大停電が起きたときに、道路上に点々とでもいいのですが、非常用の点灯機、自動的につく装置というのは、区は考えられているのでしょうか。

今、私も電気屋で、停電になったら点灯するという照明器具を購入しました。何時間もつのかなど思ってやってみたら、停電になって、電源を普通はコンセントに差し込んでいるのですが、コンセントから抜いてしまってやったら、五、六時間もったということがあるのですが、各家庭は各家庭で懐中電灯で対応できると思うのですが、実際、避難しなければいけない、火災が起きて逃げなければいけないというときに、何か道しるべになるような手法、手段というのは考えられているのか、何か対応されているのか、それをお聞きしたいと思います。

そして、前も少し申し上げましたが、電気社会ですよね。電気がなければ生活していけない。そうすると、私も今研究中で、ソーラーシステムと、それからポータブル電源というのを少し研究しているのですが、ポータブル電源でいつもそこにそれなりの電力量を蓄えておくと、数時間、または24時間もつというようなものがあるのですが、こういうものもやはり在宅避難にとっては、皆さんに協力して購入してもらうような考え方、また区としても紹介するというのも大事ではないかなと思ったのですが、その辺、ご意見だけお聞かせください。

それから、先ほどもお話がありました、エレベーター、マンションなどは在宅避難でエレベーターですが、やはり停電して止まってしまったら、エレベーターをもう1回元へ戻す、電気が復旧して戻すためには1週間、場合によっては2週間、3週間、いやもっとかかるかもしれないと思うのですよね。そうすると、やはりこれは救助する方にとっても相当の負荷がかかるし、人手も足りない中でどうする

のかなと思ったときに、私は、電源が停止したら近くの階に止まるという安全装置を、区ではいろいろ普及の啓発活動はしていると思うのですが、これを何とか早めに推し進めていかないと、やはりこれだけ、三千何百棟のマンションがあったら、そこでみんなを救助する、救援するというのが、そこでストップしてしまうと思うのですよね、人がいなくて。だから、そこら辺はやはりいつきも早く解消するように、もちろん各マンションのオーナーにお願いするという事は大事だと思うのですが、これを何とか早くできるような方策を私は考えていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

あと、在宅避難の物資を取りに来られない方はそれなりにまた考えていくということで、共助により対応していくということとか、あと情報弱者に対しても、やはり伝達とか、そういう必要事項を伝えるような手段も、恐らくその避難場所で考えられて何か対応すると思いますので、そこはそこで安心はしているのですが、今の避難路に対する対応とかポータブル電源とか、それからエレベーターの安全装置などは、在宅避難にとっては一つの大きなポイントだと思うのですが、細かい話で本当に恐縮ですが、どういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○溝口防災まちづくり部長

まず、避難される方の安全性の確保は、すごく大事な視点だと思っております。今現在取り組んでいる中で言えば、区内避難所、学校等指定されているところについては、電源が停電になっても街路灯がついているような、バッテリーを搭載した街路灯の設置を行っているところでございます。ただ、道全てというところなのですが、区内全域で328キロメートルぐらい、たしか区が管理している道路全部ありますので、多分全ての道路をやらないと、皆さん、どういう形で避難されるのか分からないので対応していかなければいけないところもありますので、なかなかそこまで全部でやっていくというのは難しいのかなと。

そうした中で、繰り返しになりますが、少なくとも避難する場所とか目的になる場所、そういったところについては停電しても大丈夫なように、広域避難場所についても、停電になっても公園の中は何本か公園灯がつくような対応等もしておりますので、そういうところで少しでも安全に避難できる体制を取っているところでございます。

○平原防災課長

ソーラーとポータブル電源、エレベーター、それから、物資というところでございますけれども、まず、ソーラーとポータブル電源につきましては、ポータブル電源は区でも一部持っているのですけれども、今、スマートフォンが普及している中で、ポータブル電源も大分普及していると思います。そういうところの必要性についても、しながわ防災ハンドブックでも触れさせていただきました。そういうところでの普及啓発みたいなものも、今後しっかりと強化してまいりたいと思います。

また、エレベーターについては、直ちに区の立場でエレベーターの保守についての支援という形にはなかなかつながらないところですが、マンション防災アドバイザーを派遣している中で、エレベーターの現状を知ってくださいという形、それから、例えば故障した際に誰に連絡するのか。やはりエレベーター会社によって連絡する先が変わるような場合とか、オペレーターへの派遣方法が違う場合などもありますし、先ほど委員がご指摘のとおり、最寄り階に停止するといっても、先ほどもございましたが、直下地震の場合でP波とS波が接近しているような場合には、そこを感知できずに間で止まってしまうということもありますので、どのようなことが起こり得るのかをまず知ってもらうところが大事かなと思いますので、そういうところについて、やれる範囲のところをしっかりとご支援させていただければと思います。

また、物資については、避難行動要支援者を中心に取りに来られない方々に対してどのような形で地域の体制をつくれるかについては、地域の方々にかなり大きなご協力を得ていかなければ立ち行かないとは思いますが、ただ、それだけではなくて、ボランティアをどのような形で補完的に入れるかも含めまして、複合的にしっかりと対応できるように体制をつくってまいりたいと考えてございます。

○大倉委員長

避難路の確保については細くなるので、在宅避難というところに。

○須貝委員

在宅避難の方が様々なそういう諸問題が起きるということで、けど、本当にきめ細かく様々なことを考えられて対応されて、頑張られていると思います。こうやって在宅避難が前面に出てくれば、多くの区民の方も、やはりいろいろ避難に対して、災害に対してどう対応しようかということを考えられていくし、ただ、これを、今までと少し逆転しているので、今までは「避難場所に行け、避難場所に行け」というのは、10年前までずっとそういうふうに我々、地域でも発信していました。ですが、やはりこれが基本で、どうしても家から離れられない人もいらっしゃるし、そういう意味で、あと避難場所の分散を考えたらやはりこれがベターだと思いますし、ぜひ今後も普及啓発に私は頑張って推進していただきたいと思います。

○大倉委員長

ほかにごありますか。

○ゆきた副委員長

様々なご答弁をありがとうございます。聞きながら、自助の取組の啓発、あとマンション居住者と地域住民との間の共助の啓発について、区として進められているのを確認させていただきました。

公助として今回、携帯トイレの配布がなされ、自助の備蓄品や物資の支給で補えるところはありますが、ただいま須貝委員からもありましたとおり、私も電気のことに関心を強く持っていて、夏場での大災害では、在宅避難でも電気の確保が重要視されると思われれます。炎天下の中でクーラー、扇風機などが使えない状況だと、命に関わるようになってきます。マンションでの、今お話もあったとおりで、非常用電源発電や太陽光発電、ポータブル電源で高額なものであるとエアコンや電子レンジも活用できるものもありますが、もちろん所管が違い環境課になると思うのですが、所管を超えての連携での在宅避難対策として、区のお考えがあればお聞きできればと思います。

○平原防災課長

災害対策を進める上では、電気以外にも、先ほど須貝委員からもご指摘がございましたとおり、様々な部門と連携していかなければならないことも多うございますので、当然そういうところにつきましても、環境課と連携させていただきながら進めさせていただければと思っております。

○ゆきた副委員長

ありがとうございます。ぜひ所管を超えて、連携をさらに強めていただければと思います。

先ほど、防災ハンドブックのところの一部紹介されているというお話もあったのですが、私も確認させていただきまして、マンション防災ハンドブックには、「停電・断水に備える」と書かれ、「クーラーが使えないことを想定し、夏場は冷却シートを準備する」とは記載されています。また一方で、東京都で出されている東京とどまるマンションでは、非常用電源の蓄電池や発電機の補助についても案内として紹介されています。品川区においても、防災に関わることであれば、所管を超えて区民に有益な情報を提供して、より一層周知していただければと思いますが、改めてお考えをお聞きできればと思

ます。

○平原防災課長

現在、災害対策につきまして、東京都をはじめとして様々なところで様々な取組がなされておりますので、そういうところが例えば防災区民組織、あるいは東京都の部局によっては町会・自治会という形で客体が異なっておりますけれども、そういう必要とされる方のところにきちんと届きますように、しっかりと発信はしてまいりたいと思っております。

○大倉委員長

ほかにございますか。

ほかになければ、以上で特定事件調査を終了いたします。

(2) 携帯トイレ全区民配布について

○大倉委員長

次に、再び予定表2、報告事項を聴取いたします。

(2) 携帯トイレ全区民配布についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○平原防災課長

それでは、報告事項といたしまして、私から携帯トイレ全区民配布につきまして、事業開始に当たりご報告させていただきたいと思えます。資料、「携帯トイレ全区民配布について」をご覧ください。なお、本件につきましては、契約議案といたしまして、7月1日の総務委員会にて審査、全会一致で議決いただいたものについて、7月4日の本委員会で、事業内容について既に報告させていただいたものでございます。事業目的など大きな点について変更があるものではございませんので、今回はその後追加された情報について報告させていただきます。では資料をご覧くださいと思います。

まず、今の繰り返しになりますが、1つ目の事業目的については、特に記載のとおりでございますし、先ほど、今日、特定事件調査でご説明申し上げた在宅避難を行うための備えを行うきっかけとして、実施するものでございます。

続きまして、その下、2の事業内容についてでございますが、配布時期は、この10月から来年、令和7年3月までを考えてございまして、区内に順次配布してまいります。

下のほう、(6)をご覧ください。具体的な配布でございますが、各地域における単身世帯からの開始を考えてございまして、地域別にいついつ開始するということではございません。区内を世帯人数別で行っていくことで進めさせていただければと思っております。

(7)、最後でございますが、今後、区のホームページや広報しながわの10月1日号に掲載するとともに、本件につきましてSNS、Xなどで発信してまいる予定としております。

○大倉委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○こんの委員

ご説明ありがとうございます。何点かお聞きしたいのですが、まず、全区民ということで、区民の方からもご質問があったのですがけれども、全区民なので乳幼児、いわゆる赤ちゃんも入るのですよね。赤ちゃんの分も配布があるのですかというご質問いただいているので、その点はどうなっているのか、ま

ず確認させていただきます。

それから、2点目が、コールセンターの設置をしてくださっているというところの確認なのですが、これは多分この配布期間ずっと、10月から来年の3月まで設置されると理解をしているのですが、時間帯をもう1回確認させていただきたいのと、コールセンターは何台体制でいくのかも確認をさせていただきます。

それから、今ご説明があった配布計画ですけれども、単身者からということですので、でも、全区民に配布ですから、地域によってひとり暮らしの方から配布は分かるのですけれども、ひとり暮らしの方のお宅の隣も区民のお宅だとすると、何でしょう、ひとり暮らしの方だけ先にば一つとやるのは理解できるのですが、効率的にどうなのですかね。単身者だけを回って、また同じ地域に2人世帯の方、3人世帯の方というふうに配るということをご説明されたと思うのですが、効率的にこれはどうなのかなというのがあったので、なぜ単身世帯からとしたのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。お願いします。

○平原防災課長

3点ご質問をいただきました。まず1点目、乳幼児についてでございますが、特に年齢の制限は設けてございません。8月31日時点で住民登録のある方ということになりますので、そういう意味でいくと、9月1日以降に入られた方は対象外という形にはなりますが、年齢で区切るものではございません。

続きまして、コールセンターでございますが、稼働時間は平日の10時から17時の間ということになります。それ以外の時間帯はAIのオペレーターが対応するということと、あと、メールでの対応も受け付けてございますので、そういうところのご案内もさせていただく予定でございます。また、こちらについては、台数といましようか、スタッフが3名の体制でお受けさせていただくことになってございます。こちらについては、これまでの運用実態から、そのぐらいの人数で何とか賄えるのではないかとという提案を私どもは受けたところでございます。

続きまして、配布の考え方でございますが、こちらは配送事業者と打合せをする中で、分かりづらいかもしれないのですが、配送事業者の配送計画ではこれが一番合理的だということで、そういう中でこの形になっていったところでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。まず、年齢制限はないということは確認いたしました。

コールセンターのほうですけれども、メールも対応してくださるということで、ありがとうございます。それで、3人の体制をしてくださるということですが、想定されることとして、コールセンターで、トイレの配布のこと以外にも多分いろいろなことを聞かれると思われるのですが、そうしたことへの対応も加味しての体制を取られているのかを確認させていただきたいと思います。

また、配布計画ですけれども、事業者がそうおっしゃって、そうしたことがいいということでこれが決まったということですが、いわゆる一世帯の方がどこかというのは、当然、住民基本台帳から割り出した方々の名簿なり何なりで……、名簿ではないのか。その荷物にもう名前と住所が載っているの、それだけを配布すればいいという形になるわけですかね。そうすると、それが効率的ということなのですが、隣の家は来たのにうちは来ていないみたいところで、この配布計画が区民の方には細かく一世帯から配布するのですよという周知はなかなか、ホームページには載ったとしても、そこら辺のところの周知が徹底されないと、口コミで広がっていくみたい、うちは来たけれどもうちは来ていないみたいな、そんな話にもなりかねないかなと思ったので、その辺が少し懸念されるところで、さっき言った

コールセンターでもそういった話とともに、それにまつわる防災の関連の質問だったり聞いてくれることがあると思うので、その辺の対応もしておいていただくといいのかなというところですけども、いかがでしょうか。

○平原防災課長

もちろんこちらのコールセンターは本事業についてのコールセンターでございますので、この事業内容についてはしっかりお答えさせていただきますが、それを超えるものについては、区の電話番号を紹介いただくような形になりますので、当然そこで全ての区の事業についてお答えするような委託は考えてございません。しっかり私どもで対応させていただければと考えてございます。

○こんの委員

ありがとうございます。確かにコールセンターの方が全てお答えするというのは不可能だろうとは思いますが、できるだけ防災に関連するところは、わざわざその所管へのご連絡ではなく、そこで対応できればいいかなとは思いますが、でも、質問内容が多岐にわたってそれが掘り下げられた質問になってくると、答えられないという状況もあると思いますので、そこは柔軟に対応をしていただければと思います。

○大倉委員長

ほかにございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○大倉委員長

次に、予定表3のその他を行います。

初めに、(1) 議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○大倉委員長

それでは、この案のとおり申出します。

以上で本件を終了いたします。

(2) その他

○大倉委員長

次に、(2) その他で何かございますか。

○平原防災課長

それでは、私からこの間の風水害対応についてご報告させていただきたいと思います。お手元配付の「風水害対応について」という資料をご覧ください。

こちらについてでございますが、台風第10号についての対応でございます。皆様ご承知のところとは思いますが、この台風第10号は、九州方面に、どんどん西のほうに進行して、九州から上陸した台風でございます。台風本体が関東地方、品川区に影響を及ぼしたものではありません。ただ一方で、台風の外側に沿って暖かく湿った空気が流入したことによって、長時間の降雨をもたらしたものであるという

ところの対応でございます。

こちらの資料の経過のところでございますが、8月29日木曜日の16時54分に浸水被害に係る大雨注意報が気象庁から発表されました。

その日、その後雨が強くなりまして、日付が変わった30日金曜日の2時51分に洪水警報が発表されたことを受け、この時点で区は災害対策本部を開設し、直ちに土木施設の巡回などを開始したところでございます。

同日、7時57分には土砂災害に係る大雨注意報が発表されたことを受けまして、その後の土砂災害に係る警報への移行を見据えまして、避難場所5か所の開設準備を開始いたしました。

その後でございますけれども、洪水警報の解除が行われたところでございますが、土砂災害に係る注意報が継続され、また、その注意報の警報への移行を気象庁から示唆されていたところを踏まえまして、災害対策本部体制を継続し、避難場所5か所の開設準備体制を維持したところでございます。

1日置きまして、9月1日日曜日の4時4分になりまして、ようやく土砂災害に係る大雨注意報が解除され、避難を発令するような事象が発生するおそれが低くなったことを受けまして、避難場所の開設準備体制を解除し、災害対策本部体制をこの時点で縮小いたしました。

さらに、翌日9月2日月曜日の零時35分に浸水害に係る大雨注意報も解除されまして、風水害発生のおそれが低下したことを踏まえ、8時30分に本件に係る災害対策本部を閉鎖したところでございます。

続きまして、被害でございますが、本件に伴う被害の発生はございません。

3番の区の対応でございますが、記載のとおりでございます。

最後に、区の態勢でございますが、1日当たり最大55名の体制でございます。こちらは記載がございませんが、延べでは126名の職員により対応させていただいたところでございます。

○大倉委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、特にご質疑等、ご確認等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかにその他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長

特にないようなので、正副委員長より1点ご案内申し上げます。

次回の11月8日の委員会の特定事件調査は「環境に関すること」として、品川区八潮にあります品川区資源化センターおよび品川清掃工場に赴き、視察を行うことで理事者と調整をしていますことをお伝えいたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、災害・環境対策特別委員会を閉会いたします。

○午後0時00分閉会